

外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について(依頼)

【文化庁注】 これは、国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」(平成12年12月8日)に示された、外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記に関する考え方について、その趣旨を理解し、それに沿って対応するよう配慮することを求めて、平成12年12月26日付けで、文化庁次長から各省庁、各都道府県、各大学・短期大学・高等専門学校、その他各関係機関に依頼したものである。

庁文国第44号  
平成12年12月26日

殿

文化庁次長

外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について(依頼)

このたび、第22期国語審議会は、「現代社会における敬意表現」、「表外漢字字体表」及び「国際社会に対応する日本語の在り方」を取りまとめ文部大臣に答申しました。

答申のうち、「国際社会に対応する日本語の在り方」では、官公庁や新聞・放送等における外来語・外国語の取扱いに関し、一般に定着していない外来語・外国語を安易に用いることなく、個々の語の使用の是非について慎重に判断し、必要に応じて注釈を付す等の配慮を行う必要があるとしています。また、日本人の姓名のローマ字表記に関し、「姓一名」の順とすることが望ましいとし、官公庁や報道機関等における表記及び学校教育における英語等の指導において、その趣旨が生かされることを希望しています。

ついては、今回の答申の趣旨について御理解をいただき、貴管下において発行される文書等について、これらの趣旨に沿って対応していただけるよう御配慮をお願いいたします。